

鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン

1 目的

本県においては、平成20年4月に鹿児島県景観条例が施行され、県、市町村、県民、事業者等が一体となり、かごしまらしい良好な景観の形成に努めているところである。

良好な景観の形成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細かな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うことが基本と考えるが、風力発電施設の建設については、山の稜線付近に建設されることが一般的であることから、その景観上の影響は広域に及ぶことが予想される。

このため、景観の保全の観点からこのガイドラインを制定し、県内における風力発電施設の新設、増設、移転又は外観上著しい変更を伴う大規模な改修（以下「風力発電施設の建設等」という。）に当たって事業者が遵守すべき基準や調整手順を示すことにより、景観上の影響を未然に防止することを目的とする。

2 適用の範囲

このガイドラインは、県内における風力発電施設の建設等に適用する。ただし、出力規模の合計（増設する場合は、増設後の一団の合計）が1,000kwに満たない風力発電施設の建設等については適用しない。

〈解説〉

- ・出力規模の算定は、設備のメーカーによる定格出力の合算とする。
- ・「定格出力」とは、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の風力発電導入ガイドブック（2008年2月改訂第9版）では、「安全に使用できる限界の値を定格といい、機器又は装置の所定の運転状態における出力の値」としている。

3 事業者が遵守すべき基準

風力発電施設の建設等に当たって事業者が遵守すべき基準（以下「基準」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 風力発電施設の建設地の選定に当たっては、地域の自然及び歴史・文化的環境と調和した景観が保全されるよう配慮するものとする。
- (2) 風力発電施設の建設等に当たっては、次の点について配慮するものとする。
 - ア 主要な眺望景観を阻害しないこと。
 - イ 地域固有の景観を阻害しないこと。
 - ウ その他、周囲の景観との調和を図ることとし、特に次の点に留意すること。

(ア) 位置については、山の稜線を乱さないようにすること。

(イ) 色彩については、白又は薄い灰色を基調とすること。ただし、他法令の規定により着色が義務付けられている場合は、この限りでない。

- (3) 風力発電施設の建設等の予定地が所在する市町村及び主要な眺望点又は地域固有の景観を望める視点場が位置する市町村（以下「関係市町村」という。）において、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画が策定されている場合には、当該景観計画との整合を図るものとする。

〈解説〉

・「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源^(※)を眺望する景観をいう。

※ 景観資源 … 山岳や湖沼等に代表される自然景観資源及び歴史的文化的価値のある人文景観資源（社寺、城趾、歴史的まちなみなど）をいう。

・「主要な眺望点」とは、建設等を行う地域周辺に存在する不特定多数の者が利用する場所のうち、風力発電施設を望むことができる場所（広場、休憩所、展望台など）をいう。

・「地域固有の景観」とは、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される景観で、地域内外で一定の知名度を有する、又は地域住民が特別な愛着を持っている、地域の代表的な景観をいう（山並みや海岸線など）。

・「主要な眺望点」及び「主要な眺望景観」の選定に当たっては、NEDO作成の「風力発電のための環境影響評価マニュアル」（以下「NEDOマニュアル」という。）を参照すること。

4 調整手順

- (1) 事業者は、風力発電施設の建設等に当たっては、あらかじめ、知事に協議書（別記第1号様式）及び次に掲げる資料（以下「協議書類」という。）を提出の上、景観上の影響予測について協議するものとする。

ア 事業概要書（設置位置、出力規模、施設の仕様、基数、工程等）

イ 主要な眺望点、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況及び地域固有の景観の状況を記載した資料

ウ 「主要な眺望景観」、「地域固有の景観」及び「周囲の景観」について、完成後の景観の変化を予測できる視覚的な資料

なお、完成後の視覚的な資料については、フォトモンタージュ、コンピュータグラフィックスなどの中から、対象地域の景観や社会環境条件を考慮して最適な方法を選択して作成するものとする。

〈解説〉

・イ及びウの作成に当たっては、NEDOマニュアルを参照すること。

- (2) 事業者は、関係市町村の長に対し、協議書類の写しを提出の上、景観上の影響予測について説明を行うものとする。

- (3) 事業者は、周辺住民等への説明に努めるとともに、関係市町村の長から要請があった場合は説明会を開催するものとする。
- (4) 知事は、(1)の規定による協議があった場合は、基準への適合の有無についての判断の参考とするため、関係市町村の長の意見を聴くものとする。
- (5) 知事は、関係市町村の長の意見を踏まえた上で、基準に適合すると認めるときは、事業者はその旨を通知し、適合しないと認めるときは、風力発電施設の建設等の中止の勧告（以下「中止勧告」という。）を行うものとする。
- (6) 事業者は、(5)の規定による通知を受けた後に、事業内容の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事に変更協議書（第2号様式）及び変更後の(1)のアからウまでに規定する資料を提出の上、景観上の影響予測について協議するものとする。
- (7) (2)から(5)までの規定は、(6)に規定する場合に準用する。
- (8) 知事は、このガイドラインの規定に違反し、又は中止勧告を受けたにもかかわらず風力発電施設の建設等を行った事業者について、次に掲げる事項を公表することができる。
 - ア 事業者名
 - イ このガイドラインの規定に違反し、又は中止勧告に従わず行った風力発電施設の建設等の概要
- (9) 知事は、(8)の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該事業者に対して、意見を述べる機会を与えるものとする。

5 その他

- (1) 事業者は、このガイドラインの適用を受けない出力規模の合計が1,000kwに満たない風力発電施設の建設等に当たっても、基準に十分配慮するものとする。
- (2) 事業者は、関係法令に基づく許認可、届出等について、関係機関と十分に協議・調整の上、手続を行うものとする。
- (3) このガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すものとする。
- (4) このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 このガイドラインは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行の際、現に本体工事に着手している風力発電施設の建設等については、このガイドラインは適用しない。

別記

第1号様式

平成 年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

申請者

(法人の場合にあっては代表者名も記載)

鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン の基準に関する協議書

鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン4(1)の規定により、下記施設の建設等にあつては景観上の影響予測について協議します。

記

- 1 建設等を行う場所
- 2 設備内容
- 3 運転開始予定時期

[添付書類]

- ・事業概要書
- ・主要な眺望点、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況及び地域固有の景観の状況を記載した資料
- ・「主要な眺望景観」「地域固有の景観」及び「周囲の景観」について、完成後の景観の変化を予測できる視覚的な資料

第2号様式

平成 年 月 日

鹿児島県知事

殿

所在地

申請者

(法人の場合にあっては代表者名も記載)

鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン
の基準に関する変更協議書

鹿児島県風力発電施設の建設等に関する景観形成ガイドライン4(6)の規定により、下記施設の建設等に際しての景観上の影響予測について協議します。

記

- 1 建設等を行う場所
- 2 設備内容
- 3 承認年月日
- 4 変更事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

[添付書類]

- ・事業概要書
- ・主要な眺望点、景観資源の状況、主要な眺望景観の状況及び地域固有の景観の状況を記載した資料
- ・「主要な眺望景観」「地域固有の景観」及び「周囲の景観」について、完成後の景観の変化を予測できる視覚的な資料